

## 土地区画整理事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業

### 第2 評価を実施する事業の単位

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

### 第3 評価の実施及び結果等の公表

#### 1 評価の実施手続

##### （1）公団に対する補助事業における評価資料の作成主体

公団は、地方公共団体と十分な調整を図った上で、評価に係る資料の作成を行う。

##### （2）評価に係る資料

評価に係る資料は、事業概要に加え、別に定める客観的評価指標（案）に係る資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

#### 2 評価結果等の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。ただし、一括配分に係る事業については、地方支分部局等においても閲覧等を行うものとする。

### 第4 評価の方法

#### 1 評価手法

評価は、事業の効果や資金計画等、別に定める客観的評価指標（案）を用いて行うものとする。

#### 2 評価手法研究委員会の設置

評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

#### 3 評価手法の公表の方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

### 第5 施行期日

本細目は、平成14年9月20日から施行する。